

# 民間規格等を技術基準に迅速かつ適切に 位置づけるための仕組みについて

平成29年3月21日

経済産業省 商務流通保安グループ  
電力安全課

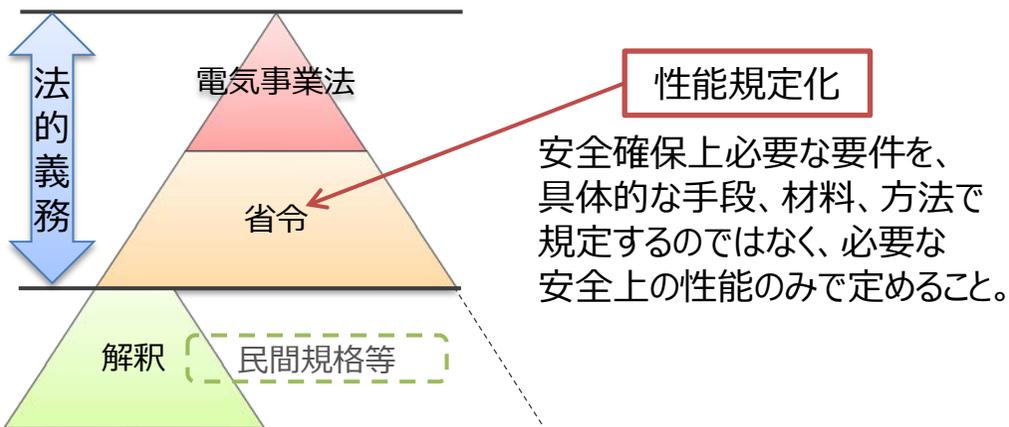
# 1. これまでの経緯

- 電気事業法の保安規制では、新技術や創意工夫を迅速に取り入れるため、平成9年度以降、**技術基準の性能規定化**を進め、**民間規格等を可能な限り活用**してきたところ。
- 平成16年には、民間規格等の活用を促進するため、**民間規格評価機関**（以下、「評価機関」）の**要件を定め、当該機関が承認した規格であれば技術基準への適合性を認める**こととした。
- しかし、この仕組みが十分機能していないため、第10回電力安全小委員会において、技術基準の更なる性能規定化と同時に、民間規格等が更に活用される**自律的な仕組みの構築を図る**こととされた。

## ①技術基準の性能規定化 (H9)

技術基準 {  
・省令：性能規定化  
・解釈：省令を満たす技術的内容の一例として制定

⇒ 解釈への民間規格等の取り入れが可能となる



### (例) 電気設備に関する技術基準を定める省令

第八条 電路に施設する電気機械器具は、通常の使用状態においてその電気機械器具に発生する熱に耐えるものでなければならない。

## ②「民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」 (H16.7月)

評価機関の要件を提示し、省令適合性確認プロセスを明確化。

- ・新技術・民間規格等の技術的な省令適合性の検討は、評価機関が行う。
- ・国は、評価機関の適切性の確認のみを行う。

## ③第10回電力安全小委員会 (H27.6月)

「技術基準の更なる性能規定化」を進める方針。

国内外の基準・規格

個別案件・新技術

省令への適合性を評価し、  
エンドース。円滑な審査につなげる。

最新知見が**民間自らの責任の下で評価**され、民間規格等を通じて解釈にエンドースされる**自律的な仕組みの構築**を図る。

平成27・28年度の委託事業で検討。（次年度も継続予定）

# (ご参考) 評価機関の要件

## (1) 一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。
- ② 民間規格評価機関が民間規格の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。

## (2) 組織

- ① 民間規格評価機関が行う民間規格評価活動と当該評価機関が行う他の活動とを区別する方針と手順をもたなければならない。
- ② 民間規格評価プロセスに直接かかわる委員会（以下「規格評価委員会」という。）の設置及び運営のための公式な規則並びに組織運営機構をもたなければならない。
- ③ 規格評価委員会は、中立者である学識経験者のみで構成されているか、又は設備の供給者、利用者その他の利害関係者（以下「利害関係者」という。）のバランスがとれていなければならない。（単一の利害関係分野の者が規格評価委員会の委員の3分の1以下であること）
- ④ 利害関係分野は、規格の内容によって異なるので、利害関係分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤ 規格評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、当該機関で策定された規格が市場において活用されている十分な実績を有していなければならない。

## (3) 評価プロセス

- ① 利害関係者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 民間規格評価機関は、規格評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 民間規格評価機関は、新たに規格評価委員会を設置する場合には、その設置に関して適切、かつ、具体的な情報を関係者に提供し、その問い合わせ方法について明示しなければならない。
- ⑤ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、規格評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、評価を行う民間規格の省令基準に対する適合性を確認するとともに、民間規格作成プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認しなければならない。また、必要な場合は、評価を行う民間規格作成プロセスの公平性、客観性及び透明性を確認しなければならない。
- ⑧ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑨ 民間規格評価機関は、民間規格の評価結果を取りまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設けなければならない。ただし、民間規格評価機関に提案された規格で、既に意見公募が実施され、かつ、意見公募された内容に技術的変更がない場合にはこの限りではない。

## (4) 評価業務管理

- ① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③ 民間規格評価機関は、規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。

## 2. 現状の問題点

- 平成16年に構築した仕組みが機能していない主な理由として、以下の点が考えられる。
  - ① 評価機関の要件では、規格の省令適合性と技術的専門性の確認を求めているが、評価機関がそれをどのように確認するかが明確ではない。
  - ② そのため、評価機関で十分に技術的な評価が行われているかの判断が困難であり、国で評価機関の要件に合致するという判断もできない状況。
  - ③ また、国は、評価機関の適切性のみを確認する仕組みとしたにも関わらず、解釈に規格そのものを引用しているため、国においても、個々の規格の技術的な評価を行っている状況。

### 現状の仕組み

民間規格等  
省令適合性  
評価依頼

### 評価機関での 評価プロセス

国提示の要件へ適合  
省令適合性評価

### 国での 解釈改正プロセス

評価機関の適切性確認  
改正事務手続き

解釈改正

要件では以下の2点の確認を要求。

- ・民間規格の省令適合性。
- ・民間規格作成プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること。

評価機関の役割である技術的な評価が十分に行われているかの判断が困難。

国が定めている解釈に、規格そのもの（規格名）を引用している。

### 問題点①

何を以てその確認ができたとするかという評価の観点が明確でない。

### 問題点②

評価機関の要件に合致するとの判断ができない。

### 問題点③

国も個々の規格の技術的な評価を行っている。

### 3. 今後の仕組みの方向性（案）

- 現状の問題点を改善するため、技術基準に個々の規格を引用するのではなく、**要件を満たした評価機関により承認された民間規格等であれば、技術基準に合致するものとみなす旨、解釈で明確化する**仕組みとしてはどうか。

#### 技術基準解釈

「別に定める要件を満たした評価機関が承認した民間規格等は、省令適合性を確認されたものとみなす。」旨を明記。

第1条……  
第2条……

既に取り入れられている民間規格等の処置については、適切な形を委託事業等で検討。

#### 評価機関が承認した民間規格等

関連省令・ 解釈	規格番号	規格名
解釈〇〇条	□□□	「●●●●」
解釈△△条	◇◇◇	「▼▼▼▼」
		⋮

民間規格等が  
技術基準に  
関係付けられる  
(解釈の改正不要)

#### 評価機関の要件

※現在の要件を見直し。

評価機関での省令適合性の確認

民間規格等

#### 現状の仕組みとの比較

民間規格等  
省令適合性  
評価依頼

評価機関での  
評価プロセス

国提示の要件へ適合  
省令適合性評価

国での  
解釈改正プロセス

評価機関の適切性確認  
改正事務手続き

不要（適切性確認のみ実施）

解釈改正

## 4. 検討すべき課題

- 提案した仕組みとする場合、例えば以下のような課題が考えられる。平成29年度に調査等を行い、提案した仕組みを実現するための課題の抽出と対応策について、具体的に検討することとしたい。

### ① 評価機関の評価プロセスの充実化

民間規格等の技術的内容に対する評価は、評価機関でのみ行われる。



技術的内容に対する評価の方法及び能力について、これまで以上に充実させる必要性がある。

- 省令適合性の検討においては、技術的内容に対する高い専門性に基づく評価が必要。
- 現在の「評価機関の要件」には明記されていない、技術評価における評価の観点を明確化。

### ② 評価機関への国の関与

国は、民間規格等の技術的内容に対する評価は行わない。



評価機関の評価プロセスに対する国の確認の重要性が増す。

- 評価プロセスの適切性を継続的に担保できる国の確認方法について、検討が必要。
- 評価機関が不適切な規格を解釈と関連付けた際のペナルティのあり方について検討が必要。

### ③ 国と評価機関の責任の明確化

省令適合性を確認するプロセスの提示（H16.7月）により、国と評価機関の役割については明確になっている。



実態は、技術的内容の評価を、国が改めて行わざるをえなくなっており、役割が曖昧になっている。

- 改めて国と評価機関の責任分担を明確化する。
- 新たな仕組みの理解促進を図る。

### ④ 民間規格の公開

技術基準と関係付けられる民間規格等は、解釈同様、一般に公開されるべき。



一方、規格の販売収入を運営経費としている規格作成団体も存在。

- 「規格の公開」と「金銭的な制約」との両立の問題。